

## お知らせ

当院では、医師法第20条により原則として診察をしないで、お薬を出すことをお勧めしていません。出来るだけ診察をお受けください。

平成20年4月から社会保険診療報酬等の法改正により、下記の時間帯に受付された場合は、表示診療時間内であっても、夜間・早朝等加算の取り扱いとなりますので、ご了解ください。

- 平日 午後6時以降
- 土曜日 正午以後

- 保険で受診される方は、必ず診療のつど被保険者証（組合員証）をご提出願います。ご提出がなければ保険扱いはできません。
- 75歳の誕生日（65歳以上で寝たきりの認定を受けた方はその日）からは、後期高齢者医療被保険者証をご提示願います。
- 保険の資格に変更のあった方（就職や転居した時など）、或いは変更の手続き中である方は、すぐにお申し出ねがいます。
- 高齢受給者証や公費負担の医療証（老人医療（一部負担金相当額等一部助成）医療証、障害者医療証、ひとり親家庭医療証など）をお持ちの方も、被保険者証と同時にご提出ねがいます。
- 電話で療養上の相談をされたときでも電話再診料が必要です。次回の受診時などにお支払いねがいます。
- 病気によっては、医学管理料等が加算され、料金が高くなることがあります。
- 薬剤の容器代、往診時の車代、診断書、健康診断、予防接種など、保険の給付外ですので、患者さんの負担となります。
- 仕事上のけがや交通事故の場合は、お申し出ください。

当院では、医療のIT化を進めており、領収証を発行する際に、使用した薬剤や実施した検査の名称等を記載した「詳細な明細書」を併せて発行しています。明細書の発行にあたっては、費用を頂戴することはありません。

なお、「詳細な明細書」の発行を必要としない方はその旨を窓口にお申し出ください。

厚生労働省の方針で2024年（令和6年）12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードでの保険証利用の促進にご協力おねがいます。

当院は厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関です。脂質異常症、高血圧症又は糖尿病を主病とする患者さんに対して、同意を得て治療計画を策定し、当該治療計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行っています。

当院では患者の状態に応じ「28日以上の長期投薬」または「リフィル処方 交付」が可能です。なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

大阪府医師会  
院長

